平成２９年（フ）第８５号
群馬県前橋市小相木町151番地８
債務者　飛知和桂子（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
群馬県前橋市柏倉町622番地３
債務者　髙楯　保司
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９８号
群馬県前橋市滝窪町1368番地20
債務者　嶋村　幸枝
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第９９号
群馬県前橋市天川原町１丁目44番地11　パークヒルズ　401号
債務者　芳賀　昭彦
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第７４号
群馬県高崎市箕郷町生原368番地　フォーリーハイツ302号
債務者　清水　裕太
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１５号
静岡県掛川市中宿118番地の１　ベルビー中宿　103号
債務者　木村　文生
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
京都市南区吉祥院石原堂ノ後西町16番地１　長田ハイツ503号、前住所京都市右京区梅津北川町７番地１　シャトー五十鈴305号
債務者　河原喜代美（旧姓今）
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
京都市下京区西木屋町通正面下る八王子町111番地　サンウォーター310号、前住所京都府木津川市木津内田山117番地
債務者　髙居　　剛
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２９７号
京都市左京区岩倉花園町72番地　ル・グランナカムラ105号室
債務者　芳野　　舞
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３５０号
京都市南区西九条御幸田町10番地８
債務者　坂本知惠子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２２号
京都府京田辺市河原北口43番地３　ワイスアヴェニューⅠ　410号
債務者　山下さおり
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８９６号
大阪府富田林市向陽台３丁目３番13―1109号
債務者　山内　　寛
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
北海道苫小牧市明野新町２丁目23番31号
債務者　木村真奈美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１８号
宮城県気仙沼市四反田102番地５八幡アパート３号、前住所宮城県気仙沼市廻舘86番地８
債務者　日野　敏孝
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２９年（フ）第６９号
秋田市下北手宝川字潤ケ崎153番地３
債務者　大嶋　功太
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８号
茨城県土浦市湖北１丁目４番８―201号　ベルメゾン湖北Ａ、前住所茨城県土浦市中央２丁目９番24―707号　フォレストリア土浦
債務者　伊藤　正哉
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３９号
茨城県稲敷市江戸崎甲4397番地４
債務者　川村　勇一
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係